

盛岡北高野球部後援会会則

- 第1条 本会は、盛岡北高野球部後援会と称する。
- 第2条 本会は、盛岡北高野球部の発展を支援する事を目的とする。
- 第3条 本会は、盛岡北高に、携わる方々で組織する。
- 第4条 本会の事務局を、盛岡市盛岡駅前通16番7号（有）平成不動産内に置く。
- 第5条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 盛岡北高野球部への援助を行う
 2. 総会の開催
 3. 活動報告
 4. その他目的達成の為に必要な事業
- 第6条 本会に、次の役員をおく。
- | | | | | | |
|-----|----|------|----|-----|-----|
| 会 長 | 1名 | 副会長 | 6名 | 事務局 | 2名 |
| 会 計 | 2名 | 会計監査 | 2名 | 幹 事 | 若干名 |
- 各役員は、総会において選出する。
- 第7条 本会の役員の任期は、2年とし、その留任は妨げない。
- 第8条 総会は、毎年1回、会長が召集し、収支の決算、事業報告並びに事業計画その他を議決または承認する。緊急の議題があるときは、会長または副会長が役員会を招集し、総会に代えることができる。
- 第9条 本会会費は年一口 3,000 円以上とする。また経費は、会員からの会費およびその他の収入をもって、これに充てる。
- なお、会員が本会を脱退しても会費は返還しないものとする。
- 第10条 会員は、その住所等に変更が生じたときは、その都度、本会に通知するものとする。
- 第11条 本会則を改正しようとするときは、総会の議決を要する。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則 本会は平成19年11月11日より施行する。

盛岡北高野球部後援会役員

- 会長 及川昭司
- 副会長 坂本 斉
- 副会長 大下 勉
- 副会長 小川原 一成
- 副会長 三浦 剛
- 副会長 近藤 登久
- 副会長 葛西 貢
- 事務局 坂本 斎 松橋 純
- 会 計 斎藤 圭、鈴木 淳也
- 会計監査 山舘 幸雄
- 幹事 盛北北星会会長
- 幹事 盛北北星会副会長
- 顧問 戸羽親雄、森田敬一、佐々木忠彦、